

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第113号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求に対応する公文書（諮問案件第168号）
辰巳ダム建設事業に係る特定土地に関する用地交渉日誌

2 本件公開請求に対応するとして特定された公文書
用地交渉日誌8件

3 担当課（所） 土木部辰巳ダム建設事務所

4 異議申立て等の経緯

- (1) H23. 5. 10 公開請求
- (2) H23. 5. 24 一部公開決定
- (3) H23. 7. 22 異議申立て
- (4) H23. 9. 28 諮問
- (5) H24. 9. 27 答申

5 諮問に係る審査会の判断結果

本件公開請求の対象として特定した公文書につき一部公開とした決定については、本件公文書の一部を非公開としたことは妥当であるが、さらに特定土地に関する用地交渉日誌を精査して、公開請求に対応する公文書を特定し、改めて公開決定等をすべきである。

本件処分に係る 非公開部分	該当条項	審査会の判断要旨	
		判断結果	判断要旨
1 交渉の相手方、被相続人及び相続人の住所、氏名、電話番号、ID番号、続柄及び履歴並びに交渉場所 2 補償金額の概数	条例第7条第2号 個人情報	非公開	<p>1 特定の個人を識別できる情報であり、用地交渉の相手方については慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報とはいえ、また、石川県情報公開条例第7条第2号ただし書ロ又はハに該当しないことは明らかであり、非公開とした決定は妥当である。</p> <p>2 補償金額の概数については、これを公にすると、特定の個人に支払われる予定の買収に関する当該個人の具体的な収入が明らかとなることから、交渉相手方の氏名は非公開で、この情報のみからは個人が特定されないとしても、なお個人の権利利益を害するおそれは否定できず、非公開とすることが妥当であると判断される。</p> <p>このようなことから、本件処分において非公開とされた部分はいずれも条例第7条第2号に該当すると認められるので、一部公開決定としたことは結論として妥当である。</p>

6 審議経緯 審査回数 9回

(別 紙)
答申第113号

答 申 書

平成24年9月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件公開請求の対象として特定した公文書につき一部公開とした決定については、本件公文書の一部を非公開としたことは妥当であるが、さらに特定土地に関する用地交渉日誌を精査して、公開請求に対応する公文書を特定し、改めて公開決定等をすべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成23年5月10日に次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

土地所有権利者との接触（一方的説明を除く）説得の具体的合意がわかる文書、600人全員、辰巳ダム関係。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、8件の用地交渉日誌（以下「本件公文書」という。）を特定し、平成23年5月24日に一部公開決定を行い、次のとおり公開しない部分及び公開しない理由を付して異議申立人に通知した。

（公開しない部分）

交渉の相手方の住所、氏名、電話番号及び交渉場所等

（公開しない理由）

条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができる個人情報に該当するため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年7月22日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成23年9月28日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公開請求に係る文書は他にも存在するはずであり、本件処分を取消し、公開することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書並びに当審査会での意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

交渉相手方の個人情報を守られて当然だが、当該用地交渉は公共の施設に関するものであるため、公正公平な対応がなされて然るべきであり、用地交渉の経過内容が明確になる文書の公開は必須である。

(2) 意見書

ア 用地交渉の場合、交渉相手の氏名、住所、電話番号等が個人情報として尊重されなければならないことは十分理解するが、できる限り行政の透明性が確保されなければならない。実施機関が、理由説明書で述べるように、「用地交渉日誌は、交渉の経過内容が明確になる唯一の文書である」とすれば、非公開部分は必要最小限にとどめることは当然である。

イ 本件公開請求の趣旨は、行政当局の交渉過程における真摯かつ誠実な態度と交渉相手の理解を得るための数回にわたるやり取りを、だれもが分かるようにしてほしいということである。

具体的には、交渉の過程の内容を明確にすることを求めるものであり、その観点からすれば、未公開部分の多いことに違和感を覚えざるを得ないものである。

(3) 意見陳述

ア 「接触（一方的説明を除く）説得の具体的な合意がわかる文書」としては、「用地交渉日誌」及び「県収用委員会の会議議事録」を想定している。

イ 土地所有権利者は641人に及んでおり、公開された文書のみでは、交渉結果の正確な内容を把握することはできない。交渉過程における質疑応答の具体的な内容が必要になる。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び補充理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 公文書の特定について

(1) 本件公開請求に係る公文書公開請求書の「請求に係る公文書の内容」欄の記載について、異議申立人から公開請求時に、「県側の一方的な説明による合意及び具体的な説明のない合意は除く。具体的な説明を行い、やり取りを行った上で、土地所有者の合意が得られた文書」を求めるとの説明があった。

そこで、対応する公文書として、「用地交渉日誌」を特定し、その中で、土地の譲渡についての合意が得られたものであっても、具体的な説明がなされた旨の記載がないものは除外して一部公開決定した。

(2) 実施機関では、土地所有権利者との用地交渉については、「石川県土木部所管用地事務取扱規程」（昭和52年訓令第1号。以下「規程」という。）に基づいて行っており、規程第18条第2項において、「用地交渉の経過を用地交渉日誌に記録しなければならない

い」と規定され、その様式が、規程を受けその詳細を定めた細則で示されている。

そのようなことから、用地交渉を行った場合、その都度、交渉内容を用地交渉日誌に記録保存しており、これが交渉の経過内容が明確となる唯一の文書である。

- (3) 異議申立人は、異議申立書において、「用地交渉の経過内容が明確になる文書の公開は必須であると考える」と述べており、このことは、用地交渉日誌は用地交渉の経過内容が明確になる文書とは認めがたいと主張しているごとくである。

そこで、異議申立人に確認したところ、「5、6回以上技術職員が専門分野について具体的に説明しないと誠意ある交渉とはならない。事務職員が何回説明しても交渉にならない。事務職員では、専門分野について説明できる知識はない」と述べたが、これは、公開請求の内容とは異なるものである。

用地交渉は、原則、用地事務職員が行い、補償金額等を説明して土地の提供を依頼するものである。本件公開請求に係る交渉の対象者は全国にまたがって所在しており、電話による交渉が大部分であるが、電話交渉等で協力を得られない土地所有者について、その居住地等を訪問する際に、専門分野の説明を求められた場合は、技術職員が同行して説明している。

このようなことから、異議申立人が主張するような、「技術職員が5、6回以上説明を行って合意を得た文書」は存在しない。

2 非公開部分について

交渉の相手方の氏名、よみがな、住所、電話番号、職業及びID番号は、条例第7条第2号に規定する個人情報に該当すると判断して、非公開とした。

異議申立人は、交渉相手の氏名、住所、電話番号等が個人情報として尊重されなければならないが、行政の透明性が確保されなければならない、用地交渉の経過内容の公開は必須であると主張している。しかしながら、非公開部分はいずれも個人情報であり、このような情報が公に周知されることはなく、非公開情報に該当すると判断した。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

辰巳ダム建設予定地の特定土地の権利者に対して行われた用地交渉の過程を記録した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の特定について

実施機関は、規程に基づき、用地交渉の経過内容を用地交渉日誌に記録しており、これが本件公開請求に対応する唯一の公文書であると述べている。

規程第18条第2項には、「所長は、用地交渉の経過を用地交渉日誌に記録しなければならない」と規定されていることから、実施機関の主張は不自然、不合理ではない。

また、異議申立人も、意見陳述において、用地交渉日誌を対応するものと認めている。なお、同時に「県収用委員会の会議議事録」も対応する公文書と想定していると述べているが、当該議事録は石川県収用委員会が所管する事業に関する公文書であり、本件公開請求の対象となるものではなく、この主張には理由がない。

4 非公開情報の条例第7条第2号該当性について

(1) 条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とし、非公開の例外として、ただし書イからハまでを挙げている。

(2) 本件公文書の非公開部分の該当性について

当審査会において本件公文書を見分したところ、非公開とされた部分は別表1のとおりであった。

当該情報のうち補償金額の概数以外はいずれも特定の個人を識別できるものであり、用地交渉の相手方については慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報とはいえ、また、ただし書ロ又はハに該当しないことは明らかであり、非公開とした決定は妥当である。

なお、一部公開決定通知書には、公開しない部分として補償金額の概数の記載はないが、公開実施の際は、非公開とされている。

そこで、補償金額の概数の個人情報該当性について検討する。

これを公にすると、特定の個人に支払われる予定の買収に関する当該個人の具体的な収入が明らかとなることから、交渉相手方の氏名は非公開で、この情報のみからは個人が特定されないとしても、なお個人の権利利益を害するおそれは否定できず、非公開とすることが妥当であると判断される。

このようなことから、本件処分において非公開とされた部分はいずれも条例第7条第2号に該当すると認められるので、一部公開決定としたことは結論として妥当である。

5 特定された公文書の範囲について

当審査会において、本件公文書を見分したところ、一部の公文書において「また連絡します」等の記載が認められたので、実施機関に対して、当該記載に対応する用地交渉日誌の有無について確認を求めたところ、本件処分で特定された8件の用地交渉日誌のうち、3件について関連する用地交渉日誌が存在し、2件については単に交渉日時の変更等を連絡するものであったが、1件については具体的な交渉の経過内容が記載されていた。

このようなことから、実施機関は、本件公開請求に係る特定土地に関する交渉相手方と

の用地交渉日誌について精査を行い、改めて特定して公開決定等を行うべきである。

6 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表2のとおりである。

別表1

日付	非公開部分
平成17年 6月29日	相手方の住所及び氏名、被相続人及び相続人の住所及び氏名
平成17年 7月 4日	相手方の住所、氏名及びID番号、交渉場所（相手方氏名宅）
平成17年 8月11日	相手方及び被相続人の氏名及び続柄、相手方の住所、補償金額の概数
平成18年 3月22日	相手方の住所、氏名及び電話番号、被相続人の氏名
平成18年 4月20日	相手方の住所及び氏名、交渉場所（相手方勤務場所）
平成18年 7月19日	相手方の住所及び氏名
平成19年 1月15日	相手方の住所及び氏名
平成19年 8月24日	相手方の住所及び氏名、被相続人の履歴、相続人の氏名

別表2

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年9月28日	○諮問を受けた。(諮問案件第168号)
平成23年11月7日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成23年12月2日	○異議申立人から意見書を収受した。
平成24年1月24日 (第221回審査会)	○事案の審議を行った。
平成24年2月17日 (第222回審査会)	○事案の審議を行った。
平成24年3月22日 (第223回審査会)	○事案の審議を行った。
平成24年4月24日 (第224回審査会)	○事案の審議を行った。
平成24年5月22日 (第225回審査会)	○異議申立人から意見を聴取した。
平成24年6月25日 (第226回審査会)	○事案の審議を行った。
平成24年7月13日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から補充理由説明書を受理した。
平成24年7月24日 (第227回審査会)	○事案の審議を行った。
平成24年8月30日 (第229回審査会)	○事案の審議を行った。